

● 概要

- 「JCMエコリース事業」は、設備(モノ)に対する補助ではなく、リース業に対する補助を通じて、より効率的に脱炭素技術等の普及・展開を図る。
- 日本国法人のリース企業が代表事業者となり、事業の実施責任を負う。

● 特徴

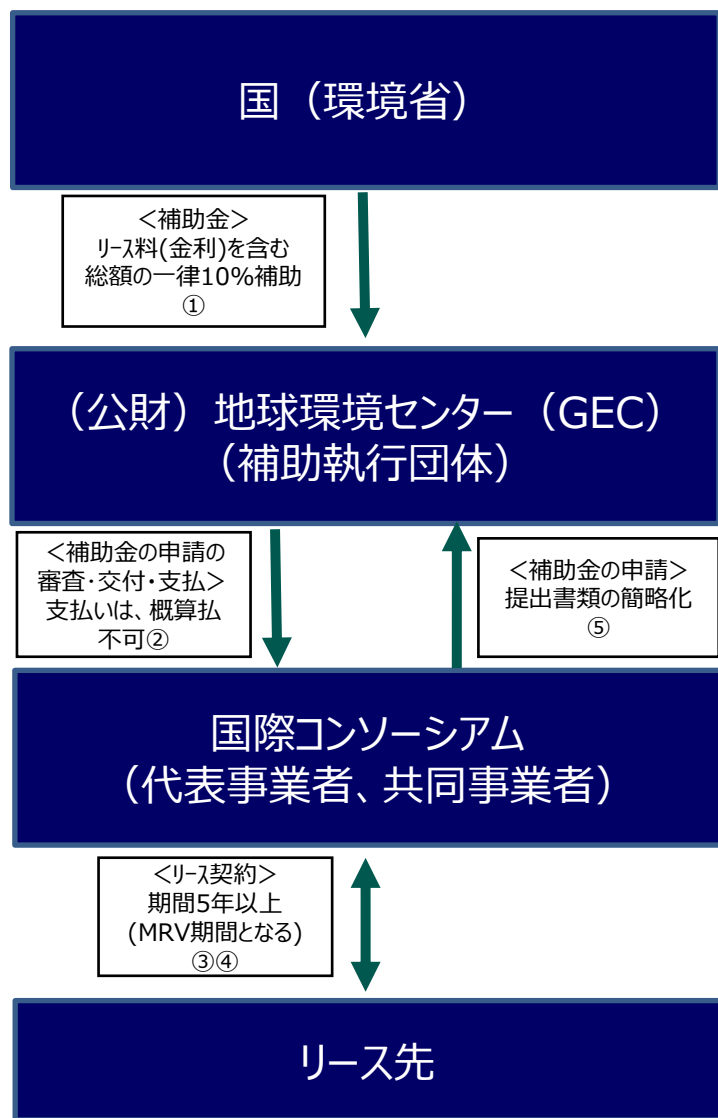
- MRVについては、法定耐用年数ではなく、リース期間(ただし、少なくとも5年以上)とする。
- 補助費用は一律10%とする。その国の金利相当に近い。
- 費用対効果(※)の基準は従来の設備補助事業と同じとする。

※ 「補助金額÷導入する設備の法定耐用年数期間中の温室効果ガス削減総量(CO₂換算)
＝温室効果ガス 1トン(CO₂換算)の削減にかかる補助金額」

<JCMエコリース事業の概要(従来の設備補助事業との対比)>

項目	JCMエコリース事業	従来の設備補助事業
補助金額	3ヵ年で総額5億円以下を目安	1件当たり3ヵ年で20億円以下を目安
事業形態	リース	特に制限なし(リースも可)
補助率	リース料(金利を含む)総額の10%	補助対象経費の50%以下
補助対象経費	リース料のうち設備費相当分とそれに伴うリース金利のみ	設備費、工事費、事務費
補助対象技術分野	原則として、JCM承認済み方法論 あるいは、JCM提案済み方法論がある技術分野	優れた脱炭素技術
補助対象機器・設備	これまでのJCM設備補助事業の採択実績等を勘案しGECが 適当と認めたもの	CO2削減に直接寄与するもの
リース期間	5年以上	リースの場合も特に制限なし(法定耐用年 数の期間、所有権がコンソーシアム内にあ ること)
MRV期間	リース期間と同じ	法定耐用年数の期間
補助金支払い	事業完了後GECによる確定検査後に精算払い。 原則、概算払いは行わない。 リース契約が複数ある場合には、契約ごとに設備導入完了時 に概算払いを行うことができる。	必要に応じて概算払いも可
リース事業の 関連書類の提出	応募時にリース契約書(案)及びリース料から補助金相当分 が減額されていることを証明できる書類(リース料算出内訳) の提出が必要	リースの場合のみ同左
提出書類の簡素化	経理状況資料の提出は代表事業者のみ(共同事業者の提出 は不要)	代表事業者と共同事業者の経理状況資料 の提出が必要

JCMエコリース事業スキーム図



- 「JCMエコリース事業」は、リース業に対する補助
- 3か年で171億円のうち、最大5億円

<設備への補助との主な違い>

- 補助金の補助対象__①
- 補助金支払い(概算払い不可)__②
- リース期間(従来の場合、制限なし)__③
- MRV期間(リース期間と同様)__④
- 提出書類の簡略化
(経理状況資料の提出は代表事業者のみ)__⑤

<JCMエコリース対象事業の例>

- 太陽光パネル
- 高効率空調
- 高効率ボイラー
- 高効率冷凍冷蔵庫